

ソフトウェアに係る検収の取り扱い一部変更について

ソフトウェアに係る検収の取り扱いを一部変更します。ソフトウェアについては、提供される商品の内容やサービスの種類及び形態に応じて、2024年度より下表のとおり取り扱うこととします。

種類	検収要否	備考
ソフトウェア <アプリケーション> (サブスクリプション 料・ライセンス料・サー ビス利用料)	必要	ソフトウェアが利用可能な状態であることを確認 できるもの（ソフトウェアダウンロード後の起動 している状態のPC画面と領収書もしくは納品書） を提示して検収を受けてください。※2、※3
クラウド・オンデマンドにアクセスし使用す るもの。(Dropbox, OpenAI, Evernote, Amazon Web Services, Slack, Google Colab 等)	不要	新規契約・継続・更新が分かる書類により利用内 容や利用可能期間の研究費との整合を研究支援課 で確認します。
ソフトウェア <更新・保守メンテナ ンス・サポートサービス>	不要	新規契約・継続・更新が分かる書類により利用内 容や利用可能期間の研究費との整合を研究支援課 で確認します。

※1 Adobe Acrobat ソフトウェアダウンロードカード、Office 製品 POSA カード版/ダウンロード版を含む。

※2 PC上でソフトウェアが起動している状態を検収担当者が確認し、領収書もしくは納品書に検収印を押印します。

このとき、検収印の押印された領収書もしくは納品書のコピーをご自身で保管しておいてください。

新年度初回に検収を受けた時の書類のコピーを次回以降添付することによって検収の代わりとすることができます。ただし、料金の変動を伴う契約内容の変更があった場合は、変更のたびごとに検収を受け直す必要があります。

※3

契約の種類	支払方法	検収方法
年間契約	一括払い	支払が一度で完了するため検収も初回のみ行います。
	月々払い	初回の支払い時にのみ検収を行います。翌月以降の支払については、保管しておいたコピーを 当月の領収書に添付していただくことによって検収の代わりとします。 ただし、1年が経過し同じ内容で再締結する場合は検収も再度必要になります。
月々契約	月々払い	毎月新規に契約をする形になりますので、検収もその都度毎月行うことが必要となります。